



仕 様 書

件名：可搬型発電機の点検・整備

令和6年5月

日本原子力研究開発機構

核燃料サイクル工学研究所

再処理廃止措置技術開発センター 施設管理部 化学処理施設課

1. 件名

可搬型発電機の点検・整備

2. 概要

本件は、日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）核燃料サイクル工学研究所の再処理施設のプルトニウム転換技術開発施設旧駐車場及び南東地区に配備している緊急安全対策用の可搬型発電機（デンヨー DCA-610SPK、DCA-25LSK、DCA-13LSK、TLG-7.5LSK）の年次点検および整備を行うものである。

3. 契約範囲内

- ・以下の可搬型発電機の年次点検・整備
デンヨー DCA-610SPK 製造番号：3854504、3874249 2台
デンヨー DCA-25LSK 製造番号：5786429、5898968、5898969 3台
デンヨー DCA-13LSK 製造番号：3974702 1台
デンヨー TLG-7.5LSK 製造番号：3862641 1台
- ・上記年次点検・整備に用いる油脂類及び廃棄物処理
- ・提出図書の作成・提出
- ・その他年次点検・整備に必要な事項

4. 契約範囲外

上記3項以外を契約範囲外とする。

5. 支給品・貸与品

本件に係る支給品はない。

貸与品は、点検・整備作業時に必要となる下記の物品を貸与する。

- ・可搬型発電機
(デンヨー DCA-610SPK 製造番号：3854504、3874249)
(デンヨー DCA-25LSK 製造番号：5786429、5898968、5898969)
(デンヨー DCA-13LSK 製造番号：3974702)
(デンヨー TLG-7.5LSK 製造番号：3862641)
- ・負荷試験装置
- ・接続する電源ケーブル、その他付属品等

6. 一般仕様

6.1 納期

令和7年2月28日（金）

6.2 納入場所及び方法

茨城県那珂郡東海村村松 4-33

- ・機構 核燃料サイクル工学研究所 再処理廃止措置技術開発センター
プルトニウム転換技術開発施設旧駐車場
- ・機構 核燃料サイクル工学研究所 南東地区

6.3 保証

点検・整備の保証期間があるものについてはメーカー保証期間とする。

6.4 検収条件

7.3 項の検査の合格及び 6.2 項に示す納入場所において、点検・整備を実施した可搬型発電機及び提出図書の完納をもって検収とする。

6.5 提出図書類

受注者は、次に示す図書について機構へ提出し、必要に応じて確認を受けるものとする。

1. 可搬型発電機の年次点検・整備記録 1部 : 納入時
(測定器類の校正記録を含む)
2. 打ち合わせ議事録 1部 : 打ち合わせ後 3 日以内
3. 委任又は下請負届(機構指定様式) 1部 : 契約後 14 日以内
 - (1) 用紙は原則として A4 版、図面は A 系列とする。
 - (2) 表紙に契約件名、提出日、受注者名等を記述し、提出すること。
 - (3) 様式、内容、その他不明確なものはその都度、機構に確認し、その指示に従うものとする。

6.6 適用法令、規格、技術基準等

- (1) 「日本産業規格 (以下「JIS」という)」
- (2) 機構規程、研究所規程、諸基準及びセンター内で制定した規則等
- (3) 「原子力発電所における安全のための品質保証規程」(JEAC4111-2009)

6.7 緊急時の対応及び異常時の措置

- (1) 受注者は、非常事態が発生した場合、「安全管理仕様書」に従い処置すること。
- (2) 受注者は、以下を原則として対処すること。
 - 1) 天災、火災、事故等の非常事態が発生した場合、現場責任者は作業員に作業を中断させる等の指示を与え、人命尊重を第一とし、次に二次災害の防止を図ること。
 - 2) 非常事態が発生(発見)又はその恐れが生じた場合は、応急処置をとるとともに、工事担当課に迅速に通報すること。
 - 3) 火災が発生した時又は救急車を要請するときは、工事担当課に連絡すること。

と。

- 4) 人身事故の場合、その連絡先及び措置結果を工事担当課に連絡すること。また、受注者はその応急措置について事後速やかに文書をもって工事担当課に報告すること。

6.8 協議

受注者は、本仕様書に記載されている事項及び記載なき事項について疑義が生じた場合は、機構と協議の上、その決定に従うものとする。決定事項は、議事録にて記録し、相互に確認する。別途協議し決定した事項は、提出図書に反映すること。

6.9 受注者の責任と義務

6.9.1 受注者の責任

- (1) 受注者は、機構が要求する全ての事項に責任を負い、本仕様書の要求に合致した完全なものを、定められた期日までに機構に引き渡すものとする。
- (2) 受注者は、本仕様書を検討し、矛盾や誤植等を発見したならば、直ちに機構に申し出る責任を有するものとする。
- (3) 受注者は、下請業者を使用する場合は、事前に機構の確認を受けること。また、受注者は、使用する下請業者(材料等の購入先)が負うべき責任といえども、その責任の全てを負うものとする。
- (4) 受注者は、使用する下請業者にも機微情報取扱規定を遵守させること。

6.9.2 受注者の義務

- (1) 受注者は、機構が監査等のために受注者の工場等に立ち入ることを要請した場合は、これに応じる義務を有する。
- (2) 受注者は、点検品の維持又は、運用に必要な技術情報について提出するものとし、情報の有無に係らず、書面にて報告するものとする。
- (3) 受注者は、納入品の受領時に調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出する。

6.10 品質保証

品質保証は、受注者の品質保証体系の中で確実に実施するものとし、「品質保証計画書(又は品質マニュアル)」の提出は不要とする。

6.11 不適合の処置

受注者は、施工等の過程や検査等において発生した不適合について、その内容及び処置案等を速やかに報告書にて報告すること。この処置案については、機構の確認を受け、処置後にその結果を報告すること。

また、発生した不適合の種類、原因及び影響の度合いによっては、上記の処置案

に再発防止策を含めること。

6.12 安全文化を醸成するための活動

受注者は、点検・整備作業において法、規制等を必ず遵守して作業を行うこと。また、データ等の改ざん等不正行為は行わないこと。油脂類の廃棄は法に従い適切に処理すること。

6.13 下請業者の管理

- (1) 受注者は、本件において使用する全ての下請業者リストを機構に提出すること。
- (2) 受注者は、下請業者の選定にあたり、技術的能力、品質管理能力について、本件を実施するための力量が十分かどうかという観点で、評価・選定しなければならない。
- (3) 受注者は、機構が確認した下請業者を変更する場合には、再度、機構の確認を得るものとする。
- (4) 受注者は、全ての下請業者に契約要求事項、製作図を十分周知徹底させること。また、下請業者の作業内容を完全に把握し、品質管理、工程管理はもちろんのこと、あらゆる点において下請業者を使用したが生ずる不適合を防止すること。
- (5) 不適合が生じた場合は、6.12 項の不適合の処置に従うものとする。

6.14 グリーン購入法の推進

本仕様書に定める提出図書に用いる用紙は、グリーン購入法に該当するため、その基準を満たしたものを使用すること。

7. 技術仕様

7.1 点検・整備品の仕様

- ・可搬型発電機（貸与品）

デンヨー DCA-610SPK 製造番号：3854504、3874249

デンヨー DCA-25LSK 製造番号：5786429、5898968、5898969

デンヨー DCA-13LSK 製造番号：3974702

デンヨー TLG-7.5LSK 製造番号：3862641

7.2 点検・整備

- ① 点検項目については、外観目視、電圧・周波数測定、絶縁抵抗試験を実施する。
- ② ①項目以外で製造メーカーが推奨する内容についても全て実施し、且つ油脂類については可能な限り交換し、その廃棄物等については、受注者が処理するものとする。
- ③ 点検・整備内容については、点検・整備記録を作成し、機構が指定する日時・場所に提出することとする。

④ 点検にて使用する測定器類は校正されたものを使用すること。

7.3 検査

受注者は、機構への納入前に、点検・整備した可搬型発電機の検査項目について社内検査を行い、検査記録を作成し、機構へ提出すること。なお、検査員は「自家発電設備（可搬型発電機設備）専門技術者」であること。

7.3.1 タイミング

検査のタイミングは可搬型発電機の点検・整備作業終了後実施すること。

7.3.2 対象項目

・可搬型発電機（貸与品）

デンヨー DCA-610SPK 製造番号：3854504、3874249

デンヨー DCA-25LSK 製造番号：5786429、5898968、5898969

デンヨー DCA-13LSK 製造番号：3974702

デンヨー TLG-7.5LSK 製造番号：3862641

7.3.3 実施項目、検査方法、判定基準

(1) 外観目視確認

検査方法：可搬型発電機の内燃機関等の各部位について異常な変形、亀裂、目詰まり、損傷、硬化、摩耗等ないことを目視にて確認する。

判定基準：異常な変形、亀裂、目詰まり、損傷、硬化、摩耗等がないこと。

(2) 電圧・周波数測定

検査方法：可搬型発電機と負荷装置を電源ケーブルで接続し、発電機を起動させ負荷状態時の電圧・周波数が所定の値以内であることを確認する。

判定基準：電圧：400V±5.0%以内（380V～420V）であること。

周波数：50Hz±5.0%以内（47.5Hz～52.5Hz）であること。

(3) 絶縁抵抗値測定

検査方法：可搬型発電機の主回路、補助回路について絶縁抵抗計等で確認する。

判定基準：1.0MΩ以上であること。

(4) 提出図書の確認

検査方法：点検・整備記録、保安上の技術情報の報告等について確認する。

判定基準：仕様書で定める要求事項を満足していること。

7.3.4 立会検査

本件において、機構の立会検査はおこなわない。

7.3.5 検査実施場所

- ・核燃料サイクル工学研究所 再処理廃止措置技術開発センター プルトニウム転換技術開発施設旧駐車場
- ・核燃料サイクル工学研究所 南東地区

7.3.6 記録項目

本件で実施した検査記録は、「定期点検記録表」に従い記録し、点検・整備記録とともに提出図書として提出すること。

8. 検査員及び監督者

8.1 検査員

- (1) 一般検査：管財担当課長
- (2) 社内検査：自家発電設備（可搬型発電機設備）専門技術者

以 上